

医科点数表第2表第10部手術の通則の5及び6
(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む)に掲げる手術に係る施設基準
(2025年1月～12月実績)

区分	記号	区分名	症例数
1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	61
	イ	黄斑下手術等	83
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	132
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	792
2	ア	靭帯断裂形成手術等	116
	イ	水頭症手術等	99
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	10
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	121
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	52
3	ア	上顎骨形成術等	20
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	14
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
	エ	母指化手術等	3
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	5
	キ	同種死体腎移植術等	0
4			1,023
分類のその他の区分手術に		人工関節置換術	372
		乳児外科施設基準対象手術	0
		ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	115
		冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	150
		経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥種切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	498